

福祉

あいサポーター研修

5月20日(月) 10時～11時30分、
15時～16時30分

所 市民活動センター 会議室1

因 障がいのある人にちょっとした手助けや配慮を実践するサポーターを育成
※手話通訳が必要な方はお問い合わせください

定 各15人 申し込み順

申 詳 当日までに電話、ファクス、Eメール、二次元コードで 障がい福祉課

☎(32)6356 ☎(36)3121 ✉syogaifukusi@city.tomakomai.hokkaido.jp



暮らし

自動車税種別割の納期限は5月31日(金)です

自動車税種別割は、4月1日現在の所有者または使用者に課税され、今年度の納税通知書は5月7日(火)に発付されます。納税通知書が届かない方は札幌道税事務所自動車税部へご連絡ください。総合振興局、道税事務所の窓口や金融機関、郵便局、コンビニエンスストアのほか、スマートフォン決済アプリでの納税や口座振替納税(事前登録

必要)、「地方税お支払サイト」を利用したクレジットカード、インターネットバンキング、ペイジーなどのキャッシュレス納税も可能です

☎課税＝札幌道税事務所自動車税部
☎011(746)1190 納税相談＝胆振総合振興局苫小牧道税事務所 ☎(32)5285

担当課 納税課

市民税課からのお知らせ

①軽自動車税(種別割)の納税通知書を送付します

4月1日現在の所有(使用)者へ納税通知書を5月中旬に送付しますので、5月31日(金)までに納付してください。また、身体障害者手帳などの交付を受けている方のために使用する、本人または同一生計者の軽自動車などで一定の要件に該当する場合は、減免の対象になりますので、5月31日(金)までに申し込みをしてください。令和5年度以前に減免を受けた方が軽自動車などを乗り換えている場合や、標識番号(ナンバー)を変更した場合も新たに申請

が必要です

②令和6年度個人市民税・道民税・森林環境税 納税通知書の発送日

■給与天引きの方(特別徴収)

5月15日(水)に勤務先宛てに「令和6年度給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」を送付します。勤務先からお受け取りください

■納付書払い(クレジットカード納付可能)、口座振替、年金天引きの方(普通徴収)

6月10日(月)に納税義務者宛てに「令和6年度市民税・道民税・森林環境税 納税通知書」を送付します ※非課税の方には発送しません

③令和6年度課税証明書の発行日

それぞれの発送日以降に発行できます。ただし、コンビニでの発行開始は6月10日(月)を予定しています

④森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林環境設備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された



国民年金保険料の免除制度

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることが困難な場合は、保険料の納付が免除される制度があります。申請免除(全額・一部)、納付猶予(50歳未満)、学生納付特例があり、申請月の2年1ヵ月前までさかのぼって申請できます

「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予・学生納付特例	未納
高齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間	含まれる	含まれる	含まれる ^{*2}	含まれる	含まれない
高齢基礎年金額の計算	含まれる	含まれる ^{*1}	含まれる ^{*1,2}	含まれない	含まれない

※1 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が少なくなります

※2 免除の減額後の保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります

☎苫小牧年金事務所 ☎(37)3500

担当課名 保険年金課

広告